

## 京都市告示第272号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成26年8月21日

京都市長 門川 大作

### 1 団体の名称

中江町民の会

### 2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に  
関すること。
- (2) 葬儀等の際の互助に關すること。
- (3) 交通安全、防犯、防火等に關すること。
- (4) ごみ処理、排水など保健衛生に關すること。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に關すること。
- (6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に關すること。

### 3 区域

京都府京都市右京区京北中江町全域

### 4 主たる事務所

京都市右京区京北中江町清水尻34番地の2

### 5 代表者の氏名及び住所

杉本良雄

京都市右京区京北中江町下ノ町2番地

### 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無 なし

### 7 代理人の有無

なし

### 8 認可年月日

平成26年8月18日

(文化市民局地域自治推進室)